

## 令和6年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

大津市立の小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費等を給付する特別支援教育就学奨励費制度を利用することができます。



### 1. （受給要件）特別支援教育就学奨励費はどんな世帯が対象になりますか？

特別支援学級に在籍の児童生徒の保護者が対象になります。所得の区分により、受給できる品目が変わってきます。

### 2. （申請方法）申請の手続きはどうしたらいいですか？

特別支援学級に就学している児童生徒は、4月に学校を通じて、特別支援教育就学奨励費の申請のご案内をします。

学用品・通学用品、新入学児童生徒学用品・通学用品購入時の領収書又はレシートを保管しておいてください。

### 3. （注意点）申請を検討されている場合は、下の注意事項も読んでください。

特別支援教育就学奨励費制度とは別に経済的にお困りの方を対象とした、給食費や学用品費等を援助する就学援助費制度があります。

就学援助費制度の年度当初からの認定を希望される場合、令和6年3月2日（土）～令和6年4月10日（水）までに申請をしてください。

両制度に申請され、就学援助費の受給が認定となる場合、就学援助費の認定を優先します（就学援助費の給付額が高いため）。なお、就学援助費と特別支援教育就学奨励費を同時に受給することはできません。

### 4. （認定基準）認定段階の算定基準を教えてください。

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により給付対象区分を決定します。その区分により、給付する経費や金額が異なります。毎年、申請が必要です。給付対象区分は、毎年申請を受けて決定します。申請前の給付対象区分の判定についての問い合わせは、家族構成等の詳細が把握できないことから正確な審査ができないため、お答えしかねます。

第2区分の目安(生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額)

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の所得額の目安	約600万円	約710万円	約790万円



### 5. （領収証の保管）新入学児童生徒学用品通学用品購入費・学用品通学用品購入費の購入された領収証を保管しておいてください。

新入学児童生徒学用品通学用品購入費・学用品通学用品購入費は保護者の購入実績に基づき、給付します。領収証がない場合は、給付することができません。領収証には、あて名、品名、日付、会社名等、購入したものが分かるよう、購入先の業者に依頼をしてください。

なお、領収書は、学用品通学用品購入費は令和6年2月から、新入学児童生徒学用品通学用品購入費はおおむね令和5年8月から購入された分が必要です。領収証がない場合は、レシートを保管しておいてください。

## 6. (給付項目・給付額) 認定されると何が給付されますか？

区分により、受給できる品目が変わりますので、ご確認ください。

※この案内は、令和5年12月現在の内容をもとに作成しています。対象となる領収書は、全て保管をしていただきますようお願いいたします。

就学奨励費費目	区分	小学校	中学校
学校給食費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1	実費額×2分の1
通学に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	実費額 第3区分は実費額×2分の1	実費額 第3区分は実費額×2分の1
職場実習に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	-	実費額 第3区分は実費額×2分の1
交流及び共同学習に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	実費額 第3区分は実費額×2分の1	実費額 第3区分は実費額×2分の1
修学旅行費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限10,790円)	実費額×2分の1 (上限28,860円)
校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限800円)	実費額×2分の1 (上限1,155円)
校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限1,845円)	実費額×2分の1 (上限3,105円)
学用品・通学用品購入費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限5,820円)	実費額×2分の1 (上限11,370円)
学用品・通学用品購入費 (加算分: 体育実技用具費)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 スキー等 (上限13,255円)	実費額×2分の1 柔道 (上限3,825円) 剣道 (上限26,455円) スキー等 (上限19,015円)
学用品・通学用品購入費 (加算分: 拡大教材費)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限5,250円)	実費額×2分の1 (上限5,250円)
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限25,555円)	実費額×2分の1 (上限30,490円)
オンライン学習通信費	第1区分	実費額×2分の1 (上限7,000円)	実費額×2分の1 (上限7,000円)